

鳥取県告示第 894 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字上谷中山2996から2998まで、2998の1、字下谷中山2999（次の図に示す部分に限る。）、3000の1、3000の2、3001、3006から3009まで、字竹外山3010（次の図に示す部分に限る。）、字枯槎場ヶ谷3011、字生賀野路3014の1、3015、3016、3021、字横萱山3073の1、3074、字小笹本谷3107、3108、新屋字野組1848の5、1848の11、1848の13から1848の20まで、生山字板井谷山300の8、625の1、菅沢字塔田奥91の1、字川西山110の1、110の2、112の1（次の図に示す部分に限る。）、112の2、字川東山366の1、367、字深田林467、字秋原山556の1から556の6まで、556の8、556の9、556の27から556の32まで、字内井ヶ瀬川向山817の1から817の6まで、817の10から817の15まで、817の17、817の21、字落岩山1122の1、字家ノ奥谷山1125、字反田林1126、字金屋谷下モノ切1129、字林ヶ谷山1130の1、1130の2、字大上ミ家ノ上へ1131、字林ヶ谷小沢山1132の1、字堂ノ上へ1192、字源蔵ノ下モノ谷1194、字森山1195、字鉦床ノ上へ1217の2、字寺床1219の1、1220の3から1220の9まで、1220の15から1220の44まで、字呼子山2097の1、2097の25、2097の26、2098から2102まで、2103の38、字山ノ神谷2106、2107の1、2108から2115まで、字野路山2116の1、2117、字野路奥2118、2119

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）